ある君主機関説論－明治の日本国家像についての私見

生　田　頼　孝

序章　本論文の目的意識

2019年5月、元号が「平成」から「令和」へと変更され、新天皇の即位となった。これは古代から日本の政治史の中に存在していた「天皇」についての1つの出来事であった。今日では天皇は日本国憲法（現行憲法）の第1章で主権者たる国民の「総意に基づく」形での「国民統合の象徴」とされている。故に、天皇という「上部構造」（政治権力）における「実体」は、民衆からの支持、すなわち、社会（本論文での「社会」という概念には、階級対立をも含む経済構造としての「下部構造」、デモクラシーでは主権者たる市民、市民によってなされる労働、消費、婚姻、家庭等の一般的な意味での生活という意味をも含む）からの支持という「機能」によって支えられているとも言える。

そもそも、天皇は、日本の近代が始まったとされる「明治維新」（1868年）頃までは、社会には縁遠い存在であったと思われる。明治維新が打倒した徳川幕府は250年以上、存続したが、その前には戦国時代があった。戦国期には既に軍事的には無力で、経済的にも困窮していた天皇がなぜ存続し得たのか。濃淡はあると思うが、各戦国大名に存続していた勤王主義のみならず、軍事力による対決が必ずしも、思うに任せない場合、仲介者として「朝廷」（天皇）を利用しうるという考えがあったからであろう。それは、時代が下るにつれて「天皇の上位に自らを置いていた可能性も十分想定される」織田信長の場合も例外ではないとされる[1)]。この時代の天皇という人物、又は制度は「上部構造」（政治権力）同士の間でのみの存在であったと言えよう。

その後、豊臣秀吉の時代を経て、先の徳川幕府の時代に入って行くが、この時代は、300前後の各藩（大名）による、幕府を中心とした寄せ集めの時代だと言えよう。その中で、朝廷からの官位「征夷大将軍」を持つ勢力が頂点に立つという価値観、即ち、勤王主義がある程度は生きていたと言えよう。しかし、幕府権力としても、軍事力、経済力で各藩を全て圧倒することは困難であることもあり、朝廷（天皇）の権威を利用して、各藩を支配した方が効率的であろう。各藩としても、軍事力によって幕府と対決するよりは、「大勢力」としての幕府の支配を認め、その傘下で一応の安全を保障されている方が良い、という打算もあったであろう。こうした状況の上に、徳川幕藩体制は成り立っていた。無論、幕府としては、完全なる中央集権ではない以上、各藩の反幕行動を防がんと、様々な手段で、各藩の経済力、軍事力を削ごうとしていたことは周知のとおりである。

江戸時代には、庶民が禁裏御所周辺の内裏空間に「自由に往還」出来た他、一年の限られた日とはいえ、禁裏御所そのものにも参入していたし、即位式を見ることもできた[2)]。後桃園天皇の即位式（1771年）の際、大和の農民が紫宸殿の拝観を、聖徳太子信仰と重ねて拝んでいた。1817年の仁孝天皇の即位式も庶民に見物されていた[3)]。つまり、天皇は、畿内等の社会の素朴な崇敬の対象だったのだろう。一般の神社仏閣へのそれと然程、違いはなかったのではないか。

上記のような状況がまず、「上部構造」（政治権力）レベルで一変するのが、明治維新以降の所謂

「近代日本」である。明治維新以降、日本は寄せ集め国家から、中央集権国家へと変化していった。廃藩置県（1871年、明治4年）等は中央集権化の具体例であったと言えるが、近代化へのこの変革も、朝廷（天皇）の権威を担いだ薩摩、長州等の勢力によるものであった。最終的には各藩が、そして幕府さえもが、その権威の前に屈服したことによって、成し遂げられたのであった。しかし、この時点でも、まだ、天皇は社会にとっては、半ば無縁の存在であったと言えるかもしれない。朝廷（天皇）への服従は、社会からの民意、即ち「利益の表出」とは半ば無関係に存在していた各藩（主）たる「上部構造」（政治権力）レベルの話だったからである。

大日本帝国憲法下では、天皇を中心とする国家体制を国体と言ったが、政府（文部省）は1937年（昭和12年）、『国体の本義』と題する冊子を発行、その意味を解説している。社会にとって、天皇はどのように位置づけられる性格のものだったのか。

『国体の本義』は「臣節」と題して、以下のように言う。

「我等臣民は、西洋諸国に於ける所謂人民と全くその本質を異にしてゐる。君民の関係は、君主と対立する人民とか、人民先づあって、その人民の発展のための幸福のために、君主をさだめるといふが如き関係ではない。然るに往々にして、この臣民の本質を謬り、或は所謂人民と同視し、或は少くともその間に明確な相違あることを明らかにし得ないもののあるのは、これ、我が国体の本義に関し透徹した見解を欠き、外国学説を曖昧な理解の下に混同してくるがためである。各々独立した個々の人間の集合である人民が、君主と対立し君主を擁立する如き場合に於ては、君主と人民との間には、これを一体ならしめる深い根源は存在しない。然るに我が天皇と臣民との関係は、一つの根源より生まれ、肇国以来一体となって栄えて来たものである。これ即ち我が国の大道であり、従って我が臣民の道の根本をなすものであって、外国とは全くその撰を異にする。固より外国と雖も、君主と人民との間には夫々の歴史があり、これに伴ふ情義がある。併しながら肇国の初より、自然と人とを一にして自ら一体の道を現じ、これによって弥々栄えて来た我が国の如きは、決してその例を外国に求めることは出来ない。ここに世界無比の我が国体があるのであって、我が臣民のすべての道はこの国体を本として始めて存し、忠孝の道亦固よりこれに基づく」[4)]。

では、「忠」とは社会にとって、何を意味するのか。

「我等臣民は、皇祖皇宗に仕へ奉つた臣民の子孫として、その祖先を崇敬し、その忠誠の志を継ぎ、それを現代に生かし、後代に伝へる。かくて敬神崇祖と忠の道とは全くその本を一にし、本来相離れぬみちである。かかる一致は独り我が国に於てのみ見られるのであって、ここにも我が国体の尊き所以がある。

敬神崇祖と忠の道との完全な一致は、又それらのものと愛国とが一となる所以である。抑々我が国は皇室を宗家とし奉り、天皇を古今に亘る中心と仰ぐ君民一体の一大家族国家である。故に国家の繁栄に尽くすことは、即ち天皇の御栄えに奉仕することであり、天皇に忠を尽くし奉ることは、即ち国を愛し国の隆盛を図ることに外ならぬ。忠君なくして愛国の至情によって貫かれ、すべて忠君は常に愛国の熱誠を伴ってゐる」[5)]。

『国体の本義』は以上のように論じた上で、以下のように続ける。

「実に忠は我が臣民の根本の道であり、我が国民道徳の基本である。我等は、忠によって日本臣民となり、忠の於て生命を得、ここにすべての道徳の根源を見出す。これを我が国史に徴するに、忠君の精神は常に国民の心を一貫してゐる。戦国時代に於ける皇室の式微は、真に畏れ多い極みであるが、併しこの時代に於ても、なほ英雄が事をなすに当っては、その尊皇の精神の認められない限

り、人心を得ることは出来なかった。織田信長・豊臣秀吉等がよく事功を奏するを得たことは、この間の消息を物語ってゐる。即ち如何なる場合にも、尊皇の精神は国民を動かす力強いものである」[6)]。

戦国時代に関する上記の記述が正しいか否かは論者によって様々に相違があろう。しかし、織田信長をも含め、戦国時代の「上部構造」（政治権力）は「伝統的正統性」すなわち、民意と無関係に政治権力が存立していることを考えれば、「社会」からの視点を考えた場合、かなりの程度の疑義が出よう。では、「孝」とは何か。

「孝は家を地盤として発生するが、これを大にしては国を以てその根柢とする。孝は、直接には親に対するものであるが、更に天皇に対し奉る関係に於て、忠のなかに成り立つ。

我が国民の生活の基本は、西洋の如く個人でもなければ夫婦でもない。それは家である。家の生活は、夫婦兄弟の如き平面的関係だけではなく、その根幹となるものは、親子の立体的関係である。この親子の関係を本として近親相寄り相扶けて一団となり、我が国体に則つて家長の下に渾然融合したものが即ち我が国の家である。従って家は固より利益を本として集つた団体でもなく、又個人の相対的愛などが本となつてつくられたものでもない。生み生まれるといふ自然の関係を本とし、敬慕と慈愛とを中心とするのであって、すべての人が、先づその生まれ落ちると共に一切の運命を託するところである」[7)]。

以上からは、近代に入ってからも、「天皇」が契約に基づく「合法的正統性」ではなく、「伝統的正統性」に依存していることが窺える。

又、『国体の本義』は、自由民権期のフランスの啓蒙思想や英米の議会主義等の導入は「固陋な慣習や制度の改廃にその力を発揮した。かかる運動は、文明開化の名の下に広く時代の風潮をなし、政治・経済・思想・風習等を動かし、所謂欧化主義時代を現出した。然るにこれに対して伝統復帰の運動が起こった。それは国粋保存の名によつて行はれたもので、澎湃たる西洋文化の輸入抗した国民的自覚の現れであつた」[8)] としつつも、「欧化主義と国粋保存主義」の両者の対立の中、「教育勅語」（1900年、明治23年）が発せられ、「国体に基づく大道の明示せられた」ものの、その後も西洋思想は盛んで、「実証主義及び自然主義として入り来り、それと前後して理想主義的思想・学説も迎へられ、又続いて民主主義・社会主義・無政府主義・共産主義等の侵入となり、最近に至つてはファッシズム等の輸入を見、遂に今日我等の当面する如き思想上・社会上の混乱を惹起し、国体に関する国体に関する根本的自覚を喚起するに至つた。

抑々社会主義・無政府主義・共産主義等の詭激なる思想は、究極に於てはすべて西洋近代思想の根底をなす個人主義に基づくものであって、その発現に種々相たるに過ぎない。個人主義を本とする欧米に於ても、共産主義に対しては、さすがにこれを容れ得ずして、今やその本来の個人主義を棄てんとして、ファッショ・ナチスの台頭ともなった。即ち個人主義の行詰りは、欧米に於ても我が国に於ても、等しく思想上・社会上の混乱と転換との時期を招来（原文では将来－筆者注）してゐるといふことが出来る」[9)] と述べている。

ナチのようなファシズムを批判しつつも、「個人主義」を抑え込み、社会での「国家」としてのまとまりを追求せんとしていることが窺える。換言すれば、「一体」、「すべて」、「一致」、「一団」あるいは「一切の運命」という文言からは、思想信条や信教の自由等、個々の自由からなるデモクラシー、上記で言うところの「民主主義」と対立する「全体主義」的なニュアンスがある。「全体主義」の第一の特徴として、「単一イデオロギー」がある。それは、現行憲法の天皇の規定にも見いだせよう。

「総意」という文言は、換言すれば「全国民の支持」とも表現できるだろう。しかし、社会の個々の価値観は多様であり、「総意」＝「単一イデオロギー」という恒等式とは対立しているとも思われるのである。

日本の近代の開始とも言われる「明治維新」（1868年）は、「少数の下級武士で実行された王政復古のクーデター」[10] という性格のものであり、「不安定な権力基盤にある明治政府によって、神話に基づいて神格化された天皇は掲げられ、明治政府はこれを支配の正統性根拠として示した」[11]。

日本の「近代」は「世界の流れと逆行し、天皇と政治や軍事との結びつきを強め、天皇の神格化、国家神道の宗教化、国体明徴声明など」を進行させた[12]。これは、近代日本の一つの特徴であろう。

近代日本において、この特徴を批判したのが「共産主義」を主張し、コミンテルンの指導に従い、ロシア革命型の変革を日本にもたらさんとしていた日本共産党（1922年結成）であろう。1931年の満州事変勃発による日本の満州侵略を日本の対ソ侵略の前触れと見たコミンテルンは、「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ」（1932年5月、所謂「32年テーゼ」）を提示、日本共産党に対する指導を強めた。その際、

①　絶対君主制
②　地主的土地所有
③　独占資本主義

の3点を、当時の日本の支配体制の構成要素として指摘していた[13]。

特に①については、「エセ立憲的形態で粉飾されているにすぎない」絶対的存在であり、「国内の政治反動と一切の封建制の残滓」と定義され、この打倒が当時の日本共産党の第一の任務とされた[14]。

この際、「モナーキー」が「天皇制」と翻訳されたことから、「『日本的特殊性』『日本例外主義』のフレームワークで、資本主義よりも『封建遺制』を強調する議論が、支配的に」なったと指摘される[15]。天皇を中心とする日本の君主制を「天皇制」と呼ぶようになったのも、この時からであろう。その意味では、「天皇制」とは、「絶対君主制」であり、政治の民主化等と対立する概念と捉えられていたことが窺える。

本論文では、先の①について、幕末以降の近代の日本の政治の流れの中で、検討してみたい。したがって、次節では、近代日本の開始とされる明治維新における天皇又は、今日、一般的にも「天皇制」と称される日本の君主制度等について、先行研究を検討する。

第1章　先行研究の検討

第1節　近代日本における天皇像

「王政復古派公家」である岩倉具視は、明治政府成立以降、「反政府勢力による国内混乱とキリスト教の蔓延への警戒から、王政復古クーデターならびに政府による支配を正統化するとともに、国内一致さらには挙国一致することで政権安定をはかり、対外的な独立を目指していた。このことを実現するために『祭政一致』を掲げて、天皇を神聖、絶対化し、さらに身分制を再編成して、天皇を国家の中心に据えた支配体制を主張した」[16]。

「対外的な独立を目指していた」というのは、換言すれば、「西欧国家体系」たる国際関係の中で、

日本の主権国家としての立脚を目指したものであったと言えよう。序章でも指摘したように、その為の「中央集権国家」化であった。そして、「国内一致さらには挙国一致」のためには、社会への「支配を正統化する」思想で統一する必要があるだろう。岩倉は「天皇の『神性』を人々が信じることの必要性を主張する。天皇自身が絶対的な権力を行使するのでも、実権をもつものでもない、形式的な『天皇親政』でしかなかった。『現人神』天皇を中心に据えることによって政府を絶対化し、人々を天皇への従属させることで政府の支持基盤を安定させるといった有効性をもつものとして、岩倉は『天皇親政』をとらえていた」[17]。

幕藩体制の下では、社会にとっての「上部構造」（政治権力）は、それぞれの藩の藩主（大名）であり、「国」といえば、それぞれの藩のことであったろう[18]。鹿児島、山口、高知の３藩からの「親兵」の兵力１万を背景に、明治政府が断行した、先にも述べた「廃藩置県」（1871年２月）[19]は、謂わば「武器の独占」を背景に物理的に集権的国家を建設しようとした政策であったと言える。そして、同時に、社会の「上部構造」（政治権力）に対する「正統性」を「藩主」から「天皇」に移行させねばならなかったと言えるだろう。岩倉は、「同時に、人々が『現人神』天皇を崇拝することを実現させるという神道がもつ宗教性を認識していたのではないか」[20]とされている。

明治維新と神道の関係についての論文は他にもある。例えば、「現代日本の国家と天皇制」は、明治維新後の戊辰戦争時、会津戦争で新政府軍が会津藩軍に勝てたのは、「民衆が藩主を支持せず、かえって官軍を支持したから、三千の士族だけが死に物狂いで、かの白虎隊のように少年までも壮絶に闘っても、会津藩はついに官軍に敗北したのだ」と、当時の新政府軍参謀・板垣退助の言葉を引きつつ、論じている。この時点での「正統性」は、「伝統的正統性」であり、「国」の命運は社会にとっては他人事であったことが分かる。しかし、「明治維新になって、国民一般を天皇への忠義に直結するために為政者は努力した。それまでの農民、町人など一般人民は、武士と違い幕府からも何らの給与をもらっていないから、その反対給付的な『忠義』の観念はなかったし、むしろ彼らは被搾取階級だったのである。農工商の庶民はひたすら武士に奉仕し武士を養うためにのみ生存を許されていた。彼らはそれ以上国家社会の運命に何らの関心もましてや責任も負担する必要がなかった。要するに、福沢諭吉を『日本には政府ありて国民（ネーション）なし』、『唯政府に依頼して国事に関らず、百万に人は百万の心を抱いて各一家の内に閉居し』ていると言わしめた『閉じた社会』がみられた。

もし日本が近代国家として列強に伍する独立性を保持するためには、国民一人一人が国家をまさに己れのものとして身近に感触し、国家の動向をば自己自身の運命として捉える国民意識を形成することが不可欠であった（政治の国民的浸透）。明治政府は天皇を『神』として神格化し（現人神）、それによって国民の『天皇への忠義』を創出して国家意識の育成を進めた。習俗的な信仰なら国民には抵抗なく受け入れられる。彼らは氏神をもち、家には神棚を祀っている。この発想から『祭政一致』も言い出されるようになった」[21]。

「氏神」という人々の素朴な信仰を通して、天皇への社会からの忠誠（正統性）を獲得しようとする明治政府の姿勢が分かる。序章で検討した聖徳太子信仰と重複したような感情と似たものであろう。同時に「祭政一致」故に、「天皇への忠誠＝国家への忠誠」という恒等式が成り立つ。あるいは藩主という「伝統的正統性」に代えて、天皇という「伝統的正統性」を用いることによって、（国家の動向に関心のないという意味での）「伝統的正統性」から脱却する「国民」を創出せんとする動きであったともいえよう。又、「挙国一致」であるが故に、「包括的抑圧体制」の方向に進んでいたとも

言える。しかし、明治政府に対して、自由民権運動等の社会からの民主化要求と言うべき政治参加への要求が出て来ていたことも事実であった。同運動は明治時代における、所謂「政治的民主化」運動と言ってもよいだろう。このような運動が盛り上がったことは、政府としても、ある程度、「合法的正統性」に配慮せざるを得ない状況を発生させたと言えよう。

以上から、明治政府は、天皇に対する「伝統的正統性」と、政治権力を実際に行使する時の政府に対する「合法的正統性」の双方を確保せねばならない状況に立たされていたと言えよう。「立憲主義を方針としてうちだすことで自由民権運動に対抗していく」[22] 政府の姿は、そうした立場の具体化であるといえよう。明治政府は 1876 年（明治 9 年）から、「『国憲案』の起草に着手する」[23] が、「木戸（孝允）、大久保（利通）が示した『君民同治』、『君民共治』の考えは岩倉にはみられな」かった[24]。岩倉にとっては、「天皇が『万世一系』の『現人神』であるがゆえに、立憲政体を樹立しなくてもその神聖性や絶対性は明白であり、人々は天皇に絶対服従すべきであるという前提があった」[25] のであり、又、「岩倉の国体論において、天皇や『国体』を憲法で擁護することの前提として、天皇を神化、絶対化することで天皇や『国体』を守り、自由民権運動を抑えて人心を天皇のもとに掌握し、不安定な政権を安定させることに重点が置かれていた」[26]。

京都大学人文科学研究所教授・高木博志氏も上記のような議論を展開し、また、岩倉にとって、天皇について、「旧慣」（「文化的『伝統』の創造」の意味）を保存することには、「欧州の先進国に比肩すべく皇室の権威を伸長する意図があった」と指摘する。さらに、岩倉は駐露公使・柳原前光の助言を受け、露、オーストリア等に倣った皇室儀礼での「明治天皇の名をかたり、ロシアに倣った京都における大礼施行を訴え」た。又、日本の「『伝統』重視の意味は」、欧州諸国の君主制が自国の「『伝統』文化を内外に対して国威宣揚に利用したように」、自国の「国威宣揚にあった」と指摘している[27]。ここにも、日本の主権国家たるを強調する西欧国家体系的論理が窺える。

岩倉は、「右大臣」として、明治憲法作成にも大きく影響した[28]。「祭政一致」を主張した岩倉は「『国体』に基づく憲法制定を主張し」た[29]。1889 年（明治 22 年）に発布された大日本帝国憲法（明治憲法）は、社会からの反発なく受容された。このことは「人々が『現人神』天皇を中心とする国家体制を認めたことになり、近代天皇制国家が成立した」[30] と評価される。

「それは西欧的な近代立憲主義憲法の諸原則を取り入れながらも、絶対主義的な天皇制を基盤とするという二面的、複合的な構造をもち、その意味で民主的要素と反民主的要素とを併存させる」[31] という性格を有していた。

明治憲法の原案起草者であった伊藤博文の「憲法を制定するねらいは、第一に『君権を制限』することであり、第二に『臣民の権利を保護』することにあると考えていた」[32] とされる。確かに、明治憲法は「憲法発布勅語」で「朕国家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣栄トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大権ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ対シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス」とし、前文で「朕ハ我カ臣民ノ権利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範囲内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言」していた。

しかし、明治憲法の「天皇制」には「二面的構造」があり、「憲法における天皇の位置づけに関する伊藤博文の二様の解釈に由来しており、一方では民衆向けには天皇は『現人神』・絶対的存在であり、他方で知識階級・政治家に対しては制限的立憲君主制としての天皇を示して反対勢力を抑え込もうとしたのである」[33]。

以上から、天皇を中心とした明治体制は「知識階級」に対する「合法的正統性」と「民衆」に対

する「伝統的正統性」の二つの側面を有し、後者については、素朴な崇拝から出発したことが窺える。又、「知識階級」－「民衆」が同じ社会の一員でありながら、断絶しているかのような印象を受ける。

では、伊藤博文その人は、大日本帝国憲法（明治憲法）起草にあたって、国家建設や天皇あるいは、君主制をどのように考えていたのか。

第2節　明治憲法起草にあたっての伊藤博文の渡欧調査

憲法の制定、発布は明治日本の重大事案であったと言えるが、立憲制の導入に関し、大隈重信や福沢諭吉は、1881年、英国風の立憲制と2年後の国会開設を主張したものの、下野せざるを得なくなる、という「明治14年の政変」が発生していた[34]。

「一般に、伊藤のヨーロッパでの調査は、伊藤がドイツ型立憲君主論者となり、わが国のプロイセン流欽定憲法主義の採用が固まった出来事として語られる。けれども・・・・・その構想自体は既に、明治14年に井上毅の手になる岩倉具視の憲法意見書が明示していたものだった」[35]。

その翌年の1882年（明治15年）3月、伊藤は憲法の調査研究のために渡欧したのであった[36]。「日本にいてはよく把握することのできない、ヨーロッパの立憲政治のプラクシスと慣習を、いわば体で感じ取ることが何よりも要請されていた」のであった[37]。

同年5月、欧州に着き、ベルリンに入った伊藤等一行の調査団は、「明治14年の政変を経た後、英仏流の憲法論とは区別されたプロイセン型の憲法構想が政府のコンセンサスとなっていたこと」もあり、独墺での研究に注力した。とは言うものの、伊藤は独語を解さず、独式の「法政理論」に関しては専門外であった。又、当時の独憲法の講義は伊藤が頼りにしていた教授・グナイストの弟子・モッセが担当していたが、「その逐条的なプロイセン憲法講述」は、「伊藤の意に沿うものではなかった」のであった[38]。更に、「調査方針についてすら、当時一行の間では了解がとれていなかった」等、伊藤以外の調査団のメンバーは「蚊帳の外に放置されている」という状況であった[39]。

その後、伊藤等は、研修の場をウイーンに移す（同年8月）が、そこでの講師・シュタインは英語で講義を行う等、伊藤等の環境は好転した[40]。

「明治14年の政変」による大隈重信の下野によって、「体制の内部では藩閥政府としての結束感が強ま」り、「政府内部では伊藤を中心とする凝集度の高まりが見られた」。しかし、大隈の下野によって、藩閥政府－自由民権の構図が明らかとなり、さらに、同政変によって、大隈が政府内にいた時から影響を受けていた知識人等も下野し、東京専門学校（後の早稲田大学）を設立、又、立憲改進党を結党して、政府との対決姿勢を強めた。

東京専門学校設立や立憲改進党結党は「私立学校で政治的人材を養成し、政党にリクルートしていくというシステム」を目指していた。これは「政府側にとって大きな脅威であった」[41]。

伊藤は「高等生徒ヲ訓導スルハ、宜シク之ヲ科学ニ進ムヘクシテ、之を政談ニ誘フヘカラス。政談ノ徒過多ナルハ、国民ノ幸福ニ非ス。今ノ勢ニ因ルトキハ、士人年少　ヤ才気アル者ハ、相競フテ政談ノ徒ナラントス。・・・・・今其弊ヲ矯正スルニハ、宜シク工芸技術百科ノ学を広メ、子弟タル者ヲシテ、高等の学ニ就カント欲スル者ハ、専ラ実用ヲ期シ、精微密察、歳月ヲ積久シ、志嚮ヲ専一ニシ、而シテ浮薄激昂ノ習ヲ暗消セシムヘシ」と述べていた[42] 伊藤ではある[43] が、さらに、「それまで立憲制についての十分な理解を欠いていた伊藤は、この間に大隈や福沢に代表される民権派を凌駕し得るような立憲政治家としての素養を積む必要に迫られていたのである。・・・・・明治14

年の政変は、国家構想の覇権争いという性格をもつが・・・・・そこでの主役は伊藤や大隈ではなく、井上毅」等であったとされる。そのような「西欧の国家論・政治理論を身につけた知識人の台頭を前にして伊藤は、自己の権力の安定とリーダーシップの強化のためにも、これら新興知識人をしのぐほどに立憲政治について把握しておく必要を感じていたと」[44] されている。

上記のような立場にあった伊藤に対して、シュタインはどのような講義を行なったのであろうか。シュタインにとっては、「国家」とは、有機体的な「一個の人格」であった。

上記に言う「人格」とは「自己意識」と「意思」を有し、「行為」に出るということである。「自律的個人がそうであるのと同様に、国家もこれら３つの要素を具備している。すなわち、国家の自己意識を具現化する機関としての君主、国家の意思を形成する機関としての立法部、そして国家の行為を司る機関としての行政部である。シュタインにとっての立憲制とは、これら３機関が相互に独立しながらも、互いに規律し合いながらひとつの調和を形作っている政体に他ならない。逆にいえば、これら３機関の何れもが政治的に突出していない政治体制である。シュタインは君主ひとりが政治を主導する体制を『専制君治』、立法部がそうであるのを『民政専圧』、行政部については『専理者』と規定し、立憲制と対立するものとして区別して」[45] いた。

シュタインは、特に「民政専圧」について、「民政主義ニ於テハ単ニ多数ノミヲ主トシ、一人ノ多数ニ依テ国家重大ノ件ヲ決スルニ至ル。且ツ下等社会ノ人、常ニ多数ヲ制スルヲ以テ労働力役ニ依ラス、専ラ議論ノ多数ヲ以テ富楽ヲ致スヘキ私利自便ノ法律ヲ制定スルノ事アルベシ」[46] と述べ、少数派の利害が「上部構造」（政治権力）に反映されない「多数専制」の危険を指摘、普選制度に否定的であった[47]。

シュタインは民主主義＝立憲制ではなく、両者間の緊張を強調する立場を採っていた。「民主主義は国家の一機関に過ぎない立法部＝議会の専横を容易に導き」得るとして、「民主主義の過激化、すなわち共和主義や国会政治に対する批判」をなしていた[48]。

シュタインの主張は、君主制の擁護とも解釈できようが、論文「伊藤博文滞欧憲法調査の考察」に添付されている絵図では、国家が人体として描かれ、両足が人民、中枢部にあたる内臓部が政府機関、両手が陸海軍となっており、「上下血脈一徹、一身同体図ノ如シ」とある。文字通り、「下部構造」を含めた社会が「上部構造」（政治権力）を支える形で、人体としての国家像が描かれている。故に、「両足」たる「人民」＝社会が「専制」すなわち「民政専在」しては、場合によっては、「国家の行為」への反発が起こり、各機関からなる「人体」は機能しない故の批判であろう。この絵図からは、「西欧国家体系」としての国際関係の中での「総動員体制」といったものも窺える。

シュタインは君主についても、「国家の一機関に過ぎない」としていた。伊藤もこの点については「憲法政治ト云エバ即チ君主主権制限ノ意義ナルコト明ナリ」と述べ[49]、君主の存在意義は外交関係等、国家の一体性を対外的に示さなければならない場合に限定した解釈をなしており、「天皇は日本国を『表彰する（represent）』」と述べていた。「凡そ一国と云ふものは、其の国土と人民とを総て一つの風呂敷に中に包んだやうなものである。之を代表、所謂レプレゼントという字を使って居る。之は正しく代表といふ字に当たるが、私は日本の君主は国家を代表すると云はずして、日本国を表彰する。表はすといふ字を使ひたいと思ふ。決して代表ではない」[50] としていたとされる。伊藤は天皇権力の制限に注意していたが、「シュタインの講義はそのような伊藤の天皇観に理論的肉付けを施してくれるものだったといえよう。伊藤がシュタインから学んだのは、岩倉流の天皇主権説ではなく、天皇機関説だった」[51] と評される。これについては、京都大学名誉教授・伊藤之幸氏も同様の

指摘をしている。伊藤氏は「伊藤（博文）は、保守派の攻撃を避けるために、公的には『天皇は大権を委任する』と発言していた。表向きは天皇主権説を採っているように見せて、その実、伊藤が考えた憲法の体系は、君主機関説であった」[52] と指摘している。

「立憲制の眼目を君主、議会、行政３機関の均衡のうちに置いていた」シュタインは「国家の３大機関の関係を規律し、人格としての国家が自律的な活動をなし得ることを保障した法規範として、憲法を第一に把握して」いた[53]。但し、「憲法典」と同視されていたわけではなかった。「シュタインにとって、人格たる国家とは須く、自己意識を有し、自らの意思を形作り、それに基づいて行為するものである。そしてそのような作用を発現させるための法制度」が「憲法」であった。シュタインにとって、法とは最高次かつ本来的意味において「選挙された国民議会によって宣明され、国家元首によって裁可された国家の意思である」とされた。そして、それを「実行する組織とプロセス」が「憲政」であった。また、「憲法」とは、「国民の全体生活にそのような｛国家法上認めれた独立の｝機関を付与し、そのようにして形作られた機関に国家の意思形成に参与する一定の権利を授与する法律上の秩序」でもあった[54]。「憲法」も「憲政」も Verfassung で表現されているが、シュタインにとって「憲法典とは議会制を規定し、その権限を定めた法規範にとどまるもの」であった。故に「議会制」に「局限された Verfassung（憲法 / 憲政）を克服し、広義の Verfassung（国制）を確立す」べく「国家生活を構成するもう一つの原理が要請されることになる。それが Verwaltung（行政）で」[55] あった。

「憲政が国民参加を柱とする国家の意思形成についての原理であるのに対して、行政は憲政を通じて形作られた国家の意思を現実のものとするための国家の行為を意味する。したがって、国家がその人格的な存在を完全なものとするためには、憲政と行政双方の確立が不可欠」[56] であった。

シュタインは、行政部は立法部のみならず、君主に対しても独立的存在であるべきを主張していた。「行政の目的は個々人の人格的発展、ならびに公益の実現に置かれるのである。シュタインにおいて行政の独立が説かれるのも、この使命の完遂に他ならない。というのも、現実社会が引き起こす諸対立や諸矛盾の解決にあたって、憲政はしばしば無力だからである」と評される[57]。例えば、「国家の意思」が西欧国家体系の下での対外戦争等のために、社会内の諸利害をまとめる必要がある場合、そのための具体的施策が必要であろう。そのために、「行政は『自運自動』の機関であり、国制上独立の地位を占めるべきことが説かれた。それは激しい社会対立の時代にあって、行政が議会や君主の単なる下僕にとどまることなく、国家理念の実現のために自らイニシアチブをとるよう期待されていたからにほかならな」[58] かったのである。シュタインは普選制度には否定的である。「有機体的」な「人体」的存在である国家において、「両足」として「中枢部」を支える社会の利害等が「上部構造」（政治権力）に反映されると、「有機体的」な「人体」的存在である国家は機能し得なくなる。故に、シュタインは「『民主主義の過激化、すなわち共和主義や国会政治に対する批判』をなしていた」のであろうし、それ故に、「選挙された国民議会によって宣明され、国家元首によって裁可された国家の意思」を「実行する組織とプロセス」たる「憲政はしばしば無力」と評され、それ故に、行政部は独立して、超然的に社会の諸利害を調整し、「両足」の利害を満足させつつも、「両足」が「中枢部」を支え得る存在たるを維持せしめるべき、としたのではないだろうか。シュタインは「社会」への認識が「国家学」について有する意味が大きいことを説き、「国家学は、国家を取り巻き、また、それを規定するものでもある社会についての学を基礎に据えたものとして説示された[59]。

さらに、「国家の公益を現実の社会のなかで具体的に実現する」ための官僚の養成が求められるとされた[60]。「シュタインの講義とはまさに、行政を担う官僚を育成し、国家の基礎を形作る新しい知＝国家学の制度化をひとつの大きな柱としたもの」[61]であった。シュタインの講義から、「憲法 / 憲政とは本来国家生活の一部を成すものに過ぎず、また行政による補完をまってその機能を完遂し得る」という「国制の全体像についての認識を獲得し得た」伊藤は「立憲指導者としての資質を得」、又、自由民権派知識人に対する自信をも伊藤に与え、伊藤は自由民権派を「ヘボクレ書生」と言うに至った[62]。

以上から、伊藤博文にとっては、西欧国家体系のなかでの主権国家としての日本の立脚と、そのための社会の利害対立の調整が認識されていたことが分かる。先行研究においても見たように、明治国家において、「天皇機関説的」存在、即ち「合法的正統性」でもあった天皇を中心とする君主制等は同時に、序章で触れた『国体の本義』にも見るように、「伝統的正統性」的存在でもあった。その天皇は、幕末までは「現世も来世も京都で完結していた」性格であったが、「子と父、子と祖父といった、現世の個人が、来世の個人の菩提を弔う仏教的来世観が変化し、明治天皇で121代となる皇祖皇宗を一本の棒のように1人の天皇が背負う近代の国体イデオロギーが準備され」た[63]と指摘される。

では、「近代の国体イデオロギー」は社会に何をもたらさんとしたのか。社会による受容のためには、「上部構造」（政治権力）が社会に施す教育等の影響も大きいであろう。

よって、本論文では、まず、『国体の本義』が文部省発行であったこともあり、明治以降の教育について検討し、時代を追う形で、社会や「上部構造」（政治権力）の構造変化を検討することによって、君主（天皇）制の探求に入りたい。

第2章　君主（天皇）制と教育

第1節　「学制」に見る明治維新後の教育制度

「明治維新を歴史的にどう捉えるかという問題は、まさに十人十色、百花繚乱の観を呈している。しかし近代日本の始まりを明治維新と結び付けて考えることは、大筋において間違っていないだろう。

では日本が近代化するにあたって教育はどのような役割を演じたのか。教育の問題はしばしば結果論だと揶揄されるが、近代化をもたらした要因として教育が果たした役割とは何であったのか」[64]。

この問題は、明治期の人々に、天皇をいただく国家の理念をどのように浸透させて行ったのか、という問題でもある。社会に殆ど国家意識がなかった幕末維新期から、僅か20年程度で、大日本帝国憲法が受容され、国家意識が形成された原因は何だったのか、という問題である。

明治維新後、本格的な全国的教育制度となったのは、「学制」（1872年8月、明治5年）であろう。

「学制」は、「五箇条の御誓文」の第4条、第5条にある「旧来弊習ヲ破リ」、「智識ヲ世界ニ求」めることを目指した「文明開化」による教育改革によって、「単なる復古ではなく」、「鎖国のために立ち遅れた日本の近代化を、明治政府が欧米先進国に倣おうとして国民を開明しようとして行った上からの開明政策である」[65]と評価される。

又、「明治時代における日本の近代化は、列強による対外的脅威に後押しされたためだった。特に隣国の清が列強諸国によって壊滅状態にされている状況は、当時の政府にとって西洋的近代化を最優先事項にさせる要因だった。明治政府は五箇条の御誓文び方針に従って、列強に対抗でき、独立国家を維持するためには人材の育成が最優先課題と考えた。そのため、明治時代前半は、『富国強兵』論のもと、産業革命と徴兵制度の確立が国家的課題だった。特に教育においては、学制を公布し、義務教育制度を確立し、教育の普及に努めた」[66] のであった。

「学制」は、全国統一の国民教育の制度を有するフランスに範をとったものであった。「学制」は西欧先進諸国の教育事情に詳しい人々が起草したもので、理念的にも、西欧思想が強く影響していた[67]。「学制」公布前日、「学事奨励に関する被仰出書」（太政官布告第214号）は、その理念を次のように言う。

「人々自ら其身を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんのものは他なし、身を脩め智を開き才芸を長ずるによるなり。而て其身を脩め知を開き才芸を長ずるは学にあらざれば能わず。是れ学校の設あるゆゑんにして、日用常行言語書算を初め、士官農商百工技芸及び法律政治天文医療等に至る迄、凡人の営むところの事学あらさるはなし。人能く其才のあるところに応じ、勉励して之に従事し、しかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べし。されは学問が身を立るの財本というふべきものにして、人たるもの誰か学ばずして可ならんや。・・・・・

但従来沿襲の弊学問は士人以上の事とし、国家の為にすと唱ふるを以て学費及び其衣食の用に至る迄、官に依頼し之を給するに非ざれば学ばざる事と思ひ、一生を自棄するもの少からず。是皆惑へるの甚しきもの也。自今以後此等の幣（弊？）を改め、一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず学に従事せしむべき様心得べき事」[68]。

「被仰出書」から分かることは、まず、「国民皆学」である。教育における旧来の身分差別制度は否定されている。又、個々人の経済、社会的地位の向上による国家としての産業の興業、経済力の向上を目指したものであった[69]。「上部構造」（政治権力）によって、社会が全体として向上せられ、向上した社会によって、国家全体の発展を目指す、という性格のものだったと言えよう。当時の「学制」の社会的或いは歴史的背景としては、「当時の開明派の下級士族層が触れた欧米の平等思想や人権思想からの影響を受けて生まれてきた」ことが、「国民皆学」を招き、「西洋の科学技術や文明、優れた軍事力を目の当たりにした日本の精神的衝撃が教育制度の中に表れた」ことや、「江戸末期に見られた商人層の台頭と都市における武士階級の貧困化、農民の階層化による小農、小作人への転落等の社会移動」が「実学主義」を生み、「江戸期末期にすでに起こっていた階層移動の事実をそのまま追認した」ことが「立身出世という功利主義的思想」を招いたとされる[70]。「学制」が目指したのは、西欧の科学技術の導入といったハード面による社会の向上であったが、社会そのものの流動化があったことが窺える。

明治維新後、新政府軍－旧幕府軍の間で勃発した戊辰戦争（1868－1869）の激戦「鳥羽伏見の戦い」で、旧幕府軍のリーダー・徳川慶喜を恐怖させ、敗退させたのは新政府軍の掲げた「錦旗」（新政府軍が皇軍であることを示す旗印）であった。これによって、新政府軍は、旧幕府派の諸藩を武力で討伐しつつも恭順させたのであった。日本が西欧国家体系の中での生き残りを目指した中央集権的主権国家はここが出発点であった。無論、これは「上部構造」（政治権力）レベルでの話である。社会にまで「中央集権的主権国家」像を浸透させる（政治の国民的浸透）ためには、「国民一人一人が国家をまさに己れのものとして身近に感触し、国家の動向をば自己自身の運命として捉える国民意識を形

成することが不可欠であった」と言えよう。その為には、ソフト面（精神面）の教育が不可欠だった筈であり、「皇室につながる歴史の顕彰や天皇制の『万世一系』原理は、近代に創り出される天皇制の権威の源泉」になったと評価される。さらに、「創り出された神話や伝説は、歴史の史実より祖先崇拝や家族国家を重んじる、名教的歴史観や国民道徳に通底していた」とされる[71]。故に、僅か20年程度で「国家意識が形成された」のではないか。

先の「被仰出書」には、天皇への忠誠等、天皇をいただく国家に忠実たれ、という文言は見当たらない。しかし、人々が学問を身に付けることによって、能力的に向上した場合、「伝統的正統性」たる性格を有する君主（天皇）制をはじめとして、体制そのものに批判的になり出す危険性はないのだろうか、という疑問が出る。

では、明治期の教育はどのような内容だったのか。

第2節　明治期の精神面教育

「学制」は、「四書」等の儒教の漢籍を小学教育から追放し、「徳本主義から知識主義へと教育に転換を図」り、「徳目主義や漢学を徹底的に追放しようとした主知主義的な実学教育であったことは明らか」であった[72]。

こうした「学制」の「主知主義」に批判的な主張も存在した。そして、1879年（明治12年）には、「教育令」が出されることになる。「学制」による教育は、その内容が画一的であったことや、保護者の経済的負担も大きく、就学拒否や集金への拒否、場合によっては、小学校への破壊、放火、小学校廃止を求める暴動等も発生した[73]。当時の文部大輔・田中不二麻呂は、「教育令」によって、「学制」にあった干渉主義的な発想をやめ、自由裁量を多くした。故に、この「教育令」は後に「自由教育令」と呼ばれるようになった。

この「（自由）教育令」は、米国式の「地元民に教育の自治を任せる」方式のものであった。しかし、地方自治のなかった当時、民衆は自治についての理解がなく、同「教育令」によって、政府が教育の推進を中止したと考え、小学校の廃止や合併による教育費用の削減、保護者の子供達への教育の怠りが起こるようになり、就学率の低下等、教育の衰退を招いた[74]。そして、再度、干渉主義的な「改正教育令」が翌1880年に出された。同「改正教育令」は就学率低下の問題についてのみならず、「教育理念」も「改正」していた。「極端な立身出世主義を改め、修身主義的教育制度の始まりである。但し、明治維新直後のような旧来の皇道主義はすでに時代遅れになっており、個人的実用主義と修身主義を調和させた形での国家的実利主義、つまり普通一般に言われる調和的な教育の施策である『国家主義』が誕生したのであった」[75]。

又、同年、啓蒙的洋学者の著作がテキストとして使用することが文部省より禁ぜられ、それは「『学制』の教育理念の否定であり、教育施策が逆の方向に転換したことを意味」していた[76]。

「改正教育令」の背景には、明治天皇の侍補・侍講であった元田永孚が、1889年、内務卿・伊藤博文と文部卿・寺島宗則に提出した「教学聖旨」があった。「教学聖旨」には、「教学大旨」があり、それは次のように言う。

「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、知識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓国典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ。然ルニ輓近専ラ知識才芸ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス。然ル所以ノ者ハ、維新ノ始首トシテ弊習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取リ、日新ノ効ヲ奏スト雖モ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是

競フニ於テハ、将来ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス。是我邦教学ノ本位ニ非サル也。故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明ラカニシ道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシテ、人々誠実品行ヲ尚トヒ、然ル上各課ノ学ハ其才器ニ随テ益々長進シ、道徳才芸本末全備シテ、大中至誠ノ教学天下ニ布満セシメハ、我邦独立ノ精神ニ於テ宇内ニ恥ルコト無カル可シ」[77]。

これらの動きについては、当時、政府を下野した板垣退助等が、「民選議院設立建白書」を提出（1874年、明治7年）して以降、「西南戦争」（1877年、明治10年）を経て、武力ではなく、言論で、政府に対抗せんとする「自由民権運動」が激しくなって来たことから、同運動に対して、「民衆教化策として、儒教主義的徳育を導入しようとした。教育制度上も自由主義を喜ばず、干渉主義に方向転換したことは容易にできる」[78] とされる。さらに、「文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス。・・・・・其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス」という文言からは、教育による能力向上が「上部構造」（政治権力）批判につながることを恐れていることが窺える。又、政府は、1880年4月、「集会条例」を発し、教員、生徒の政治活動を全面的に禁じた[79]。翌1881年、「改正教育令」に則て、「小学校教則綱領」が制定され、「（自由）教育令」で既に教科とされていた「修身」が、同「綱領」では、筆頭科目となった。さらに、1883年（明治16年）には、文部省から「小学修身書編纂方大意」は公布され、「万世一系天壌無窮の国体観にのっとり、尊王愛国の精神を養成することにあった。道徳教育は儒教精神にもとづくものである」とされた[80]。

修身教科書も発行されるが、これらの教科書の「教師須知」、「教師心得」には、「行儀作法は一般に家族間のものをさきにするものであるが、わが国は諸外国と異なり、皇家一系があるため、君民の分義があり、幼少より天皇をうやまう作法をわきまえることを教師は教えなければならない」[81]、あるいは、「人としては、稗より、父母に孝をつくすことをもって、第一の勤めとすべし。父母に孝なるものは、自ら其外の事にも道あるものなり」等のことが言われている[82]。さらに、「まったく異例なこと」に、宮内省からも、『幼学綱要』（元田永孚編、7冊、1883年）が出版され、日中両国の古典等からの徳目が挙げられている。これらは「勅諭」を付す形で、「地方長官から小学校に下賜されたことは修身教育と天皇が密接に結合していることを意味していた」[83]。

以上から、明治の教育は、次第に、天皇への忠誠心を社会に植え付けることを主たる目的とする方向に進んで来たことが分かる。又、明治政府は自由民権運動を天皇をいただく国家に対する脅威と捉えていたことが窺える。では、自由民権運動は君主（天皇）制をどのように捉えていたのか。

第3章　自由民権運動に見る君主（天皇）制

第1節　「洋学紳士」、「豪傑」、「南海先生」

先の「民撰議院設立建白書」は主文にて、「臣等伏シテ方今政権ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニアラズ、下人民ニ在ラズ、而独有司ニ帰ス」として、明治政府の実権が官僚の専制であると批判し、民撰議院の設立によって、「上下親近シ、君臣相愛シ、我ガ帝国ヲ維持振起」することを目的としていた。このことから、自由民権運動の思想にも、「皇国思想に基づいて明治新政府が確立しようとしていた、尊皇論を出発点とする天皇中心主義・皇国思想が存在していたということであり」、自由民

権運動の指導者であり、当時の自由党（1881年、明治14年10月結成）[84]のリーダーだった板垣退助が、明治政府の目的は「皇権回復と民権挽回を意義する」ものであり、「尊皇と民権を一にして終に二到なきを見るなり」[85]と宣言していたことからも明らかであったとされる[86]。

そうした自由民権運動の時代に活躍した人物として、中江兆民（高知出身、1847－1901）がいる。中江は、憲法制定と自由権確立を主張し[87]、『東洋自由新聞』に次のように書いた。

「今欧米諸国号シテ文物旺盛ト称スル者皆民ノ自由ノ権ヲ亢張スルコトヲ以テ義務トナサザル莫シ。民ノ自由ノ権ヲ亢張スル所以、其術多端ナリト雖ドモ、之ヲ要スルニ二途ヲ出デズ。曰ク之ヲ富マシテ自ラ贍コトヲ得サシムナリ。曰ク之ヲ教エテ自ラ明ニスルコトヲ得サシムルナリ。而シテ民ヲ教養スルノ要ハ国人相ヒ共ニ憲令ヲ著定シ堅守シテ失ハズ。有司ヲシテ権ニ籍リ、威ヲ行フテ自ラ恣ニスルコトヲ得サシメザルニ在リ」[88]。

「自由権」とは、政治権力に対し、言いたいことを言う自由と、政治権力の束縛から逃れる自由、の2つがあるとされる。「民撰議院」は、まず、前者の自由のためであろうから、中江もこれを主張したのであろう。上記の主張に、「自主ノ大義ヲ鼓唱シ君民同治ノ制ヲ主張スル」[89]が続く。

この時期、自由党は、「朝鮮の事件に干渉して、清国と競争を試みんとし、ひとたび小事変に遭ふに及び、遽かに自ら沮喪し、朝鮮を放棄して敢て復た興らず。清国の専横跋扈に一任するに至れり」[90]という指摘をしていた。「西欧国家体系」がいよいよ厳しさを増していた、とも言えよう。

この時期の日本は内政の「民主化」と国際関係での「主権国家」としての地位の確立の両面に直面していたと言えようが、中江は、これらの問題について、自らの著書『三酔人経綸問答』に、「洋学紳士」、「豪傑」、「南海先生」の3人の議論という形で、議論を展開している。

「洋学紳士」は、人間社会は無政府状態、即ち「有形の腕力」による弱肉強食の状態から、専制体制である「君臣の儀」、さらにはそれを基礎とした「君相専檀の制」へと移行して行く。しかし、専制体制は君主による「慈愛心」による恣意的統治という限界があり、欧州各国では、「立憲君主制」に移行せざるを得なくなり、「立憲君主の制」の下、人民は、参政権のみならず、財産権あるいは、各種の政治的な諸「自由権」を得て、「個々独立の人身」を確立して行く。しかし、「立憲君主の制」も、「世界の大勢」からすれば、未完のものなのであり、「必ず更に平等の義を獲て始て大成することを得る」と主張した[91]。さらに、「洋学紳士」は欧州各国が「常備軍」を持ち、戦争をなすことに批判的である。しかし、外国からの対日侵略に対してはどうするのか、という疑問に対し、軍事力による自衛を如何にするかという問題がある。この問題に関し、「豪傑」は「洋学紳士」の主張では、「抗議と忍耐以外の対応を示しえない」[92]とした。

「豪傑」は、争いで勝利を追求せんとするのが人間の本性である以上、戦争回避は空論であるとし[93]、「事の実際」においては、欧米の列強が軍事力を強化し、世界各国に侵略して来ている、と論じる[94]。今日（19世紀末）の日本は、欧米諸国に比較して、未だ軍備が弱いので、列強に対抗するには、軍備の拡充が必要であり、その為には中国（清国）に対する対外侵略とその植民地化が必要だとした。又、「豪傑」は、自由民権派が軍備を後回しにしていることを批判しつつ、「民権派」は、かつては武士として支配階級であったことを懐旧しているところに、自由民権の主張を聞いて、これに乗じ、「党幟を翻へし曩日の武夫一変して儼然文明の政事家」と化したにすぎぬものであり、「旧を棄てて新を謀ることを好むに非ざる」性格であるとされる[95]。これらは国家の進歩についての「癌腫」であり、その除去のために、清国に、「之を駆りて戦に赴かしむ」のであり、侵略に成功すれば、獲得した経済力によって軍拡を含む「文明化」に成功し、失敗しても、「癌腫」の除去の効果は得ら

れるはず、というものである[96]。

両者の主張を聞いた「南海先生」は、民主化については、「恢復的民権」（社会からの民主化）と「恩賜的民権」（「上部構造」｛政治権力｝からの民主化）に分け、民度が未だ十分でない状況では、まずは後者による流れが望ましく、対外関係（国際関係）については、極端な強国は存在せず、各国は「皆已ことを得ずして幾分か公法を守らざるを得ず、是れ衆小邦の頼りて以て併呑の愚を免るる所なり」[97]と言い、単純な侵略政策は採りえず、各国による「勢力均衡」による抑止策を考慮する必要性を主張している。又、中国に対しては、友好国として協力し、列強のアジア侵略に対抗することを主張した[98]。そして、「南海先生」は２人に対し、将来の日本については、

「唯立憲の制を設け、上は皇上の尊栄を張り下は万民の福祉を増し上下両議院を置き、上院議士は貴族を以て之に充てて世々相承けしめ下院議士は選挙法を用いて取る是のみ、若夫れ詳細規条は欧米諸国現行の憲法に就いて其採る可きを取らんのみ」[99]

と述べた。

以上から、中江を含む自由民権の思想には、「君民同治」の他、「一君万民」が窺える。そこには、如何なる国家運営像があるのか。

第２節　中江兆民に見る「君民同治」

中江は、ルソーの『社会契約論』を下敷きに、理論を構築したとされる。ホッブスやロックの理論では、選挙で多数を得た君主や議会等に、人民から、人民への統治権が譲渡される。しかし、ルソーは統治者（上部構造）－人民（社会）の契約ではなく、人民同士の契約、即ち、個人－個人の契約とした。「個人はいわば、自分自身と契約している」[100]、つまり、社会の各構成員は、各々、自分を主人公としつつ、構成員同士で話し合い、結論をまとめた上で、政府に委託する。つまり、政府はその「結論」（社会の意志）を執行するための「代理人」と位置づけられるということであろうか。「君主や議会への統治権の譲渡は行わないから、統治権は国の全構成員、すなわち人民の手にそのまま保持され、自動的に人民主権が帰結する」という議論である[101]。社会そのものが「共和国」ならば、社会の単なる代理人である「上部構造」（政治権力）は何でも構わない、という考えであろう。このことから、ルソーは「君主制共和国」が可能であると論じた[102]。

しかし、この思想は社会の意思が常に統一的でなければ、実現しない。換言すれば、社会の多元性を無視したものでもある。このような「抽象的な自然法思想」たるルソーへの依拠に対し、第１章でも触れた伊藤博文は、渡欧時、「抽象的な自然法思想」から「歴史主義的思考」への転換と前者の前世紀化を見出していた。伊藤博文が、自由民権派知識人を「ヘボクレ書生」としたのもそれらに基づくものであった。伊藤は自由民権は、自国の歴史等を無視して、無人地帯に新政府を創設するようなものだと論じている。伊藤が憲法、憲政、国家学を学んだドイツでも、学問の主流は哲学から、歴史、経済、社会等の諸学に移っていたのであった。伊藤が学んだシュタインは、「階級対立の体系としての社会が独自の法則をもって立ち現れることを主張し」た人物であり、「社会の荒々しい運動を前にしたとき、既存の思弁的に構成された学問上の概念がそれ自体では意味をなさないことを繰り返し論じ」ていた[103]。又、「議会政治」を担う「政党」は、社会から「上部構造」（政治権力）への利益表出の架け橋である。社会の利害は様々であり、そのため、「民主化」においては、多様な「利害表出」のために、複数の架け橋（複数政党制）が求められると言えよう。政党は、社会の経済を中心とする利害についての同志的結社として、思想を持つ性格の組織である。しかし、利害

が対立する事態になると分裂することもある。

1881年10月、「国会開設、地租軽減、条約改正」の綱領を掲げ、「自由民権運動」を戦って来たはずの板垣退助等の自由党は、地主等の豪農－小作農民等の利害対立から、1883年頃になると、「地租軽減」のみを欲したり、国会開設の際の選挙出馬を目論むことの多かった豪農層の脱落、各地の党支部の解体も進んだ。又、明治政府の弾圧に怒る者の中には、テロに走らんとする者も出た[104)]。

1883年、欧州外遊から帰国した板垣は、解党を唱え始めた。関西以西では、党支部は壊滅的状況となり、テロ勢力が台頭し、合法主義への限定も不可能な状況になっていたからである[105)]。その後、大日本帝国憲法発布と同年の1889年には、帝国議会も開かれたが、直接国税15円以上を納めた男子のみの制限選挙であり、有権者は全人口の1.1％に過ぎなかった[106)]。

板垣退助や中江兆民の言動から、自由民権運動も天皇の存在を認めた上での「民主化」運動、すなわち、「君民同治」であったことが窺える。

では、伊藤博文等の努力によって、作られた大日本帝国憲法は、どのような性格の憲法なのか。

第3節　大日本帝国憲法の性質

大日本帝国憲法は、元首としての天皇の位置づけ（第4条）の他、各種の人権と言うべき「臣民の権利及義務」（第18条～32条）の規定も有していた。社会からの政治参加をも保証した内容になっていたとも言えよう。又、衆議院・貴族院の二院からなる立法府（帝国議会、第33条～54条）を規定し、「凡テ法律ハ帝国議会ノ協賛ヲ経ルヲ要ス」（第37条）と規定されていた。この規定によって、「法とは最高次かつ本来的意味において『選挙された国民議会によって宣明され、国家元首によって裁可された国家の意思である』」というシュタインの教えが具体化されたと言えよう。

さらに、行政府（国務大臣及枢密顧問、第55条～56条）の規定では、「国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス　2凡テ法律勅令其ノ他国務ニ関ル詔勅ハ国務大臣ノ副署ヲ要ス」（第55条）となっていた。この規定によって、「君権の制限」が規定されていた、と言えよう。かつ、前章で触れたように、参政権が当時の日本の人口の1.1％に限られていたことによって、「『民主主義は国家の一機関に過ぎない立法部＝議会の専横を容易に導き』得るとして、『民主主義の過激化、すなわち共和主義や国会政治に対する批判』」がなされていたこと、すなわち、「『下部構造』を含めた社会が『上部構造』（政治権力）を支える形」で描かれた「人体としての国家像」は、「『両足』たる『人民』＝社会が『専制』しては、場合によっては、『国家の行為』への反発が起こり、各機関からなる『人体』は機能しない」等、「『西欧国家体系』としての国際関係の中での『総動員体制』といった」性格も窺える。

以上から、社会の大半に対しては、「伝統的正統性」を保ちつつ、帝国議会によってなされた立法によって、国家全体の法治化を成し、その法治の枠組みの中で、行政府（内閣）の活動を規定し、その行政府が「凡テ法律勅令其ノ他国務ニ関ル詔勅ハ国務大臣ノ副署ヲ要ス」ことで、君主（天皇）の権力の制約し、天皇を専制君主ではなく、国家の機関とするといった明治国家の性格が見えて来る。

さらに、「行政は『自運自動』の機関であり、国制上独立の地位を占めるべきことが説かれた。それは激しい社会対立の時代にあって、行政が議会や君主の単なる下僕にとどまることなく、国家理念の実現のために自らイニシアチブをとるよう期待されていたからにほかならな」い性格からすれば、行政府は一種のエリート機関であり、「官僚の養成」が求められたのは、行政府が「国家の公益を現実の社会のなかで具体的に実現する」為のものであることは無論であろう。同時に、行政府が国政をミスリーディングしている時には、立法府がそれを糺す権限を与えたと言えよう。「両議院ハ

各々天皇ニ上奏スルコトヲ得」（第 49 条）は行政府からある種の独立的性格を有する天皇（君主）に法に基づいて行政への指導を求めんとした場合の権限ではないか。「政治（あるいは立法）は専門知識を持つ者がなすべきであり、それは賛否によって、チェックされるのみ」という一種の防禦的民主主義[107]体制が企図されていたと、筆者は考える。立法府そのものも、制限選挙制になっていたことから、「政治（あるいは立法）は専門知識を持つべき者がなすべきである」という性格になっていたと言えよう。その立法府が行政府をチェックする、という性格である。そして、君主（天皇）は行政府にチェックされる、というわけである。いずれにせよ、「行政」、「立法」、「君主」の「3 機関が相互に独立しながらも、互いに規律し合いながらひとつの調和を形作っている政体」たる「君主機関説」的立場に合わせた内容であったと言えよう。

大日本帝国憲法は、先にも述べた自由民権運動という社会的圧力によって作られたという一面を有していた。故に、大日本帝国憲法は、「封建的専制政治の面と民主主義的な面の二つをもっていた。つまり、明治憲法は絶対主義の面からも解釈できるし、民主主義的な面からも解釈でき得る」[108]性格を有していた。

さらに、西欧国家体系は、軍事力を重視する以上、軍が重要な位置を占めていることも、先に触れた。

当時の「軍」は大日本帝国憲法によって、天皇に直属（統帥権、大日本帝国憲法第 11、12 条）する軍事力であることから、「君主機関説」的には、「立憲政治」の枠組みにおいて、「国家の自己意識を具現化する機関」の一つという特徴を有していたことが窺える。軍の性格について、大日本帝国憲法で「統帥権」が規定されている以上、統帥権の検討が必要であろう。

第 4 章　大日本帝国憲法における軍事力の位置づけ

第 1 節　君主機関説と統帥権の独立

統帥権について、1878 年の参謀本部設置以来、「統帥権の独立」[109]ということが言われて来た。同概念は、行政部（内閣）からの軍の独立と位置づけた場合、「立憲制」の否定とも取れる概念である。この件について、そもそも明治憲法の骨格を造った伊藤博文はどのように考えていたのか。

「明治憲法でいちばんの問題は、総理大臣が全てを束ねる形になっていないことだった。しかし明治憲法の制定段階では、激しい薩長対立や統帥権問題などから、妥協するしかない面もあった」と評される[110]。伊藤博文も、この点を問題視し、同憲法の改正を模索する等した[111]。

憲法制定のため、訪欧した伊藤博文が学んだ国家学には、軍事関係の問題も入っていた。

まず、ベルリンで、モッセは「軍務」と「憲法」の関係について説明し、伊藤博文に随行していた伊東巳代治は以下のようにノートを取った。

「国王ノ専断随意事ヲ行フ事ヲ得ヘキモノアリ、曰ク軍務、曰ク外交、即チ是ナリ。軍務ノ事ニ至テハ・・・・・国王ハ軍兵ノ元帥タリトアリ。此ノ元帥ノ字或ハ誤解ヲ来スノ虞ナキ能ハス。元帥ハ軍兵ノ進退ヲ総督スルノ義ニシテ、其所掌ハ軍政ニマテ及ホスモノニ非ス。事軍政ニ渉ルモノハ軍務卿ノ副署ヲ待ツテ施シ行フヘク、軍隊ノ都督ニ至テハ一ニ国王ノ親裁ヲ出ツヘシ」[112]。

つまり、軍の進退については、元帥が独断に行って良いが、軍関係の行政については、大臣の副署が必要であるということである[113]。

先にも述べたように、伊藤博文は後に、ベルリンからウイーンに移り、シュタインの講義を受けている。シュタインも軍関係の講義を行っているが、そこには次のようにある。

「軍兵ハ服従ノ原則ヲ実行スル機関力ナリ。軍兵ハ議論ヲ用ヒス、唯タ恒ニ号令ヲ奉シ、其体制権利皆ナ従順ノ義ニ存スベシ。其旨トスル所実ニ此ノ如クナルトキハ、能ク軍兵ノ意思ヲ実行スルコトヲ得。百万ノ兵衆クシテ一任ノ意ニ服従セシムルコトヲ得ヘシ」[114]。

つまり、軍は号令一下、上官の命令に逆らうことなく従わねばならない、ということであり、中央集権の下、「百万ノ兵」のような大軍であっても、「一任ノ意ニ服従」しなければ、大きな戦闘力を発揮し得ないということであろう。シュタインは、軍令と軍政を峻別して論じている。この件について、シュタインの講義は「立憲政治ヲ用フル大国ニ至テ」、「軍令」と「軍政」が統一されている例はなく、両者は区別されねばならないとして、以下のように論じている。

「必ス其武備ノ機関ヲ分タントナササルヘカラス。即チ専ラ軍政ヲ弁理シ詔令（ヲルナントス）ヲ以テ其職権ヲ施ス者之ヲ軍務卿トシ、軍兵ヲ統率シ号令ヲ以テ其策略ヲ施行スル者之ヲ元帥トス。元帥ハ決シテ憲法上ノ各機関ニ対シテ責任アルモノトスヘカラス。然レトモ立憲政体ノ国ニ於テハ必ス軍政抄餉棒等ニ関シテ責任ヲ有スルハナカルヘカラス。軍兵統率ノ権ハ必ス一人ニ属スルヲ要ス。軍兵ノ進止動作専ラ立法部ノ指揮ニ出テ、立法部兵権ヲ有スルモノ、之ヲ国会軍・・・・・ト云フ。国会軍ハ其指揮号令共ニ全ク実際ノ形勢機宜ヲ知ラサルモノニ出ツルヲ以テ、其害勝テ計ルヘカラス」[115]。

軍は「一任ノ意ニ服従」せねば、大きな戦闘力を発揮できない。故に、「元帥」の統率の下に置き、「元帥」の命令のみを奉じる組織でなくてはならないものの、「立憲政治」の下では、議会を通した「社会」からの一定のレベルの政治参加が有り、彼等に国家の一員たるを認めている以上、（説明）責任があるということであろう。それ故に、「立憲政体ノ国ニ於テハ必ス軍政餉棒等ニ関シテ責任ヲ有スルハナカルヘカラス」なのであろう。現にシュタインは

「軍兵ノ設アレバ軍務ヲ理スル制規ナカルヘカラス。軍務ノ機関ハ自ラ人体質ヲ備フル一部体ヲ成シ、統領ニ人アリ。軍務卿（ミニストル）及ヒ元帥是ナリ。軍務卿ハ軍務（アドミニストレーション）ニ長トシ、元帥ハ征伐用兵ノ事ヲ掌ル。軍務卿ハ諸大臣ト同ク亦タ国会ニ対スル責任アリト雖モ、元帥ハ唯タ責を国王ニ負フノミ。元帥ノ命令ハ即チ軍兵ノ指揮ニ在リ」[116]

と述べていた。

更に、モッセの師・グナイストは、外交、予算、兵制については、立法部の関与を排除せよ、と伊藤博文に助言したとされる[117]。さらに、ドイツ皇帝は、国費の徴収は、議会の諾否に左右されるべきではない、という助言を伊藤にしていた[118]。これは、1860年代のプロイセンにおける陸軍の増兵についての予算を議会側が否決、議会－行政の対立は続いたが、当時のプロイセン憲法では、予算不成立の際の規定がなかったので、当時のドイツ首相・ビスマルクは、行政の意のままの兵制改革可、と解釈し、改革を進めた。その後、対オーストリア戦争での勝利（1866年）によって、当時の行政部に対立的であった進歩党が大敗し、勢力の改まった議会によって、1862年以降の議会承認を経ない政府支出を事後承認する免責法が可決された、という「プロイセン憲法争議」によるものとされる[119]。

軍は、「西欧国家体系における主権国家の論理」として、「軍事力優先」志向の下、その時々の社会に左右されない超然的存在と位置づけられていた一面があることが窺える。

1889年1月27日、枢密院会議の席で、伊藤博文は憲法上、「常備兵額」の問を国会に干渉されな

い「天皇の大権」にしようと考えていた[120]。「常備兵額」について、大日本帝国憲法第12条で、「天皇の大権」とされているのは、伊藤博文が「常備兵額」については、「議会の議決を経る要のないものとして明確にしたかったからであった」という指摘がなされている[121]。これによって、内閣がある程度、立法部に拘束されることなく、「『自運自動』の機関」として、「議会や君主の単なる下僕にとどまることなく、国家理念の実現のために自らイニシアチブをとるよう」に行動できるようになると言えよう。無論、「国家理念」とは、西欧国家体系の下での主権国家としての日本の存立である。しかし、伊藤博文に影響を与えたシュタインの講義には、行政部－立法部の協力についてもなされていた。シュタインは次のように述べていた。

「立法部（国会）ト行政部（政府）トノ間ニ於ケル立法上ノ関係是ヲ大臣・・・・・ノ責任トス立法ノ関係トハ政府必ス立法部ニ於テ多数ヲ要スルヲ云フ蓋シ法律ナケレハ国ヲ治ムルコト能ハス多数ヲ得サルハ法律ヲ制スルコト能ハス故ニ政府ハ必ス主トシテ多数ニ依頼セスレバアルベカラズ」[122]。

立法部による行政部に対するチェック機能、即ち、「防禦的民主主義」の機能が期待されていたとすれば、行政部に対し、立法部による賛否等のチェック機能に及第することを求めたのであろう。軍事関係について、（説明）責任を負うのは軍務卿、軍務大臣であり、換言すれば、軍関係における立法部－行政部の「調和」ということであろう。

（説明）責任を果たすということは、「合法的正統性」を果たすということでもあろうが、大日本帝国憲法発布当時において、「南海先生」が言うところの「恢復的民権」たる自由民権運動という社会的な圧力によって、「恩賜的民権」が与えられてはいた[123]ものの、有権者が全人口中、1.1％に過ぎなかったことを踏まえれば、行政部も立法部も、いずれも所謂「エリート」であり、その他の社会各層は、将来の「民権」の拡大の可能性を含みつつも、第1章の先行研究でも触れたように、「伝統的正統性」によって、統治されるべきということであったのかもしれない。この当時の日本の国家は、人体としての国家の中枢を支える「両足」（人民＝社会）を中枢部が率いる図式ではあったろうと思われる。

論文「日露戦争までの我が国の政軍関係」も、伊藤博文は、軍の「編成（制）」も「天皇の大権として行使できれば可と考えていたと思われる」と指摘し、「議会の軍に対する関与の排除の極大化」を狙っていたとしている[124]。同論文の著者・堀茂氏は「当時、既に朝鮮の独立を巡る清国との対立で、圧倒的に装備が貧弱であった我が軍（特に海軍）としては、国家の存亡にかかわる軍備予算について議会の統制を受けるなどということは、四面列強に囲まれる新興国即死活問題であり議会の影響力を極小化しようとしたのは当然であろう」

と指摘している[125]。伊藤博文としては、日本で「プロイセン憲法争議」のようなことが起きぬよう、注意したかったであろう。同時に、伊藤博文は、軍の暴走にも注意を払っていたと思われる。

大日本帝国憲法発布と同年に制定された「内閣官制」は、勅令については、主任大臣の副署とし、首相副署は行われない、というものである。その前の「内閣職権」は、全勅令に首相副署が必要と規定していた[126]。「内閣職権」から「内閣官制」への変更は、黒田清隆内閣の下、参謀本部長のみならず、陸海軍大臣からも、直接の天皇への上奏「帷幄上奏」が盛んになされていたことへの追認であった[127]。

日清戦争の頃までは、行政部の一体性、即ち「政軍」の一体性は損なわれていなかったとされる。日清戦争当時、伊藤博文は首相とはいえ、文官でありながら、大本営会議に参加していた。陸海軍将校が列席資格者（戦時大本営条例）であることからすれば、違反行為ではあったが、「用兵作戦」に

ついても、軍人任せにできないとして、明治天皇に願い出て、列席できたとされる[128]。「伊藤の熱烈たる愛国心故に許容された」とされるが、「当時の文官、軍人の境界の曖昧さ」もその原因であった[129]。

伊藤の用兵・作戦への関与は、文武両官の未区分さに加えて、かつては奇兵隊士として軍人的でもあった経歴が有益ならば、寄与すべきとの考えがあったともされるが、外国からの干渉も予期されるので、「政戦略の一致と速戦即決を方針とし文武の強調を絶対条件である」と考えたことによるものであるとの指摘がある[130]。伊藤博文は、行政部としての一体感が損なわれる事への懸念していたとも言えよう。換言すれば、シュタインが言うところの「有機体的な『一個の人格』」が損なわれぬように、という配慮であったと言えよう。つまり、軍事は、軍令であるが、同時に軍政（行政）であり、外交等、他の行政と関連している以上、西欧国家体系の中で、主権国家として「政」が優位に立つ形での「政軍」の一体性を失うまいという行動だったのだろう。この後、日露戦争においては、軍の作戦、用兵の高度化もあり、文官の大本営参加はなくなった[131]。

この後、時代は大正、昭和と移って行くが、参政権が拡充され、1925年には、男子普通選挙権が成立した。政策決定過程に、選挙権を手にした一般市民が必ずしも関われない、とすれば、相変わらず「防禦的民主主義」のままといった性質ではあるだろうが、最早、社会の「エリート」にのみ（説明）責任を果たしていれば良い、という状況ではなくなりつつあったとも言えよう。

第2節　時代の流れと統帥権

前節のような状況の中、国政について「憲政常道」が言われた。それは特権勢力等が「上部構造」（政治権力）を専有することを排し、民意を反映した政党による政権交代がなされるべきであり、内閣総辞職の場合、衆院の第二党による政権獲得がなされるべき、という主張である。この主張と一体となっていたのが、国政の中心は衆院であるべき、という「議会中心主義」であった[132]。この流れが続く限り、当時の日本の政治が「エセ立憲的形態で粉飾されているにすぎない」性格であるとは、必ずしも言えないであろう。

本論文でも触れた「洋学紳士」の言う「立憲君主の制」が未完でありながらも、「大成することを得る」途上にあったと評価できるかもしれない。伊藤博文が憲法を研究、発布した頃とは異なり、社会各層への（説明）責任が求められるようになって来たのであろう。大日本帝国憲法構想時、「両足」として国家を支える存在であった社会への（説明）責任が求められるようになって来たとも換言できる。換言すれば、「伝統的正統性」からの脱却であった、と言えよう。

しかし、その後、コミンテルンが「32年テーゼ」を提示する要因となった満州事変による中国侵略が1931年から勃発した[133]。

満州事変は、中国東北部に駐屯する日本軍の独断暴走から始まったものの、当時の若槻礼次郎内閣は、その行動を追認してしまった。この頃、軍によるクーデター未遂事件（十月事件）が起こり、又、民間右翼のテロといった問題もあり、社会では、労働者の失業増大、農民の生活苦といった社会不安が増大していた。「憲政常道」が言われていたにも関わらず、衆院に260議席を有する民政党政権の若槻内閣でも、「この社会不安の空気を乗り切ることが困難」という状況だった[134]。難局を乗り切るため、当時、民政党と並んで、この時代の二大政党制の一翼を担っていた政友会との連立政権（協力内閣）の構想もなされたものの、その後、解散総選挙によって与党となった政友会（303）議席でも、「社会不安」は押さえ込めず、犬養毅首相（当時）の海軍青年将校等による殺害という5・

15 事件の発生となった[135]。

「協力内閣」は建前として、「政党が協力して軍の進出を押えるという」ものであったが、「そういう覚悟を持った政治家がどれだけいたか、疑問である。軍を押えるにしても、もう少し軍に歩み寄った線でないと難しいと多くの政治家は考えた」[136] とされる。

なぜ、「軍の進出を押える」覚悟を持たず、「もう少し軍に歩み寄った線でないと難しいと多くの政治家は考えた」のか。現実の問題として、「社会不安」に対する有効な政策が打ち出せず、政党不信が高まっていたことによるものではないか。換言すれば、軍の行動に社会からの期待が高まり、先述の「豪傑」の主張に社会の支持が集まり出していたということであろう。現に、犬養首相が殺害された時、首相その人の死を悼まれたものの、5･15 事件関係者への減刑嘆願運動がなされ、二大政党制への懐疑が起こっていた。さらに、社会からの「憲政常道」の麻痺を嘆く声は然程、聞かれなかったとされる[137]。

以上は、普選による立法府における二大政党制を通して成立した行政部が、社会への説明責任と共に、「国家理念の実現のために自らイニシアチブをとる」ことを放棄した瞬間だったとも言えよう。同時に、社会が行政の機能をチェックすることを放棄した瞬間でもあった。すなわち、日本の社会とそれに支えられているはずの政治が「君主機関説」を放棄した瞬間でもあった。

終章　西欧国家体系下での主権国家の論理とその内部での「伝統的正統性」と「合法的正統性」の綱引き

西欧国家体系という国際関係の圧力の下で、主権国家になるべくしてなされた明治維新という近代日本への変革は「『知識階級』に対する『合法的正統性』と『民衆』に対する『伝統的正統性』の二つの側面を有し」ていた明治という新しい体制を生み出した。この体制は、その後選挙権の拡張等によって、社会の各層に対する「（説明）責任」を生み出したとも思われた。つまり、「合法的正統性」の拡大である。

しかし、戦争は「挙国一致」を求めるものであり、挙国一致となれば、やはり、「単一イデオロギー」という全体主義のイデオロギーにならざるを得ない。『国体の本義』にそうした傾向があることは既に述べた。

「伝統的正統性」に代わって「合法的正統性」が拡大することは、「上部構造」（政治権力）の社会への「（説明）責任」が増すことでもあったが、それが困難になった時、西欧国家体系の中で、パワーポリティクス（軍事力）による対外戦争といった当時の主権国家の性格が全面に押し出されたと言えよう。本論文でも見て来たように、戦争は、「一任ノ意ニ服従」することを要する故に「単一イデオロギー」を必要とする。ために、「単一イデオロギー」としての「伝統的正統性」に回帰せんとしたのが、明治期に作られた戦前の国家像だったのではないか。つまり、パワーポリティクスの中で「伝統的正統性」－「合法的正統性」の綱引きがなされていた戦前の日本の国家の特質だったのではないかと思われるのである[138]。

犬養首相殺害後、1934 年 7 月、斎藤実海軍大将による「挙国一致」内閣に続き、岡田啓介「挙国一致」内閣が成立した。この内閣の時代、君主（天皇）制に関する問題として、「天皇機関説」問題が起きている。「天皇機関説は、国家を『法人（法的に擬人化した概念）』と見なし、天皇はその法人

に属する『最高機関』に位置し、天皇の権限（権力）は天皇に属するものではなく、大日本帝国憲法という諸規制の範囲内で、天皇が『国の最高代表者』として行使するものであるという考えである。『神の子孫』と考えられた天皇の存在を、過去の様々な歴史的事件に学んだヨーロッパで構築された近代国家の枠組みと整合させるためには、天皇の位置づけを『憲法』『立憲主義』に基づく近代的な制度設計に適合させる必要に迫られた法理念であった。当時の憲法学の定説であり、昭和天皇も『それでよいではないか』と認めていた」[139] とされる。提唱者の「美濃部（達吉）の学説は、明治憲法を最大限民主主義的に解釈しようとしたもので」[140] あったとされる。

しかし、貴族院本会議（1935 年 2 月 18 日）で、元軍人で男爵の菊地武夫議員が「要するに憲法上、統治の主体が天皇にあらずして、国家にありとか、民にありとかいう、ドイツにそんなの（考え）が起こってからのことでございますが、… 司法の上から許されるべきものでございましょうか。これは緩慢なる謀反になり、明らかなる反逆になるのです」[141] と主張、憲法学者でもあり、貴族院議員でもあった美濃部を「学匪」と呼ぶなど、激しく非難した。美濃部は「学匪と言われることは耐え難いと訴え、天皇機関説は天皇への不忠でも不敬でもないと理詰めで反論した」[142]。

この件に関し「本庄侍従武官長は帝国議会で、『軍においては、天皇は現人神（人間の形をとって降臨した神）と信仰しており、これを機関説によって人間並みに扱うようなことは、軍隊教育および統師上、難しいことです』と答弁して」[143] いた。将兵の士気を確たるものにするためには、上記のような思想が不可欠ということなのであろう。明治維新以降、日本は西欧国家体系に立脚するため、近代化を進めたが、立憲政治の枠組みの外側に存在していた軍が、西欧国家体系のパワーポリテイクスの具現化現象たる満州事変の勃発による「非常時」化によって、いよいよ、前面に押し出されてきたという状況といえよう。遂に、政府も「国体明徴声明」を出し、各学校に文部書を通じて、「国体明徴」化を通達せざるを得なくなった。「天皇機関説」は、それまでは政府によっても憲法学説として認められてきたにも関わらず、美濃部の著作は発禁となり、美濃部は貴族院議員を含め、公職から退かざるを得なくなった[144]。序章で検討した『国体の本義』はその際の、「国体明徴」を目的とした配布物であった。

『国体の本義』はナチを批判しつつも、「我が天皇と臣民との関係は、一つの根源より生まれ、肇国以来一体となって栄えて来たものである。これ即ち我が国の大道であり、従って我が臣民の道の根本をなすものであって、・・・・・これによって弥々栄えて来た我が国の如きは、決してその例を外国に求めることは出来ない。ここに世界無比の我が国体があるのであって、我が臣民のすべての道はこの国体を本として始めて存し、忠孝の道亦固よりこれに基づく」のであり、「敬神崇祖と忠の道との完全な一致は、又それらのものと愛国とが一となる所以である。抑々我が国は皇室を宗家とし奉り、天皇を古今に亘る中心と仰ぐ君民一体の一大家族国家である。故に国家の繁栄に尽くすことは、即ち天皇の御栄えに奉仕することであり、天皇に忠を尽くし奉ることは、即ち国を愛し国の隆盛を図ることに外ならぬ」ことが宣言された。

「天皇を古今に亘る中心と仰ぐ君民一体の一大家族国家である」（異議申し立て無き参加、すなわち、動員である）以上、ここに、少なくとも理論上、明治憲法を「民主主義的な面からも解釈でき得る」余地はなくなり、天皇は、伊藤博文がシュタインから学んだ「国家の一機関に過ぎない」という性格から、全体主義の特徴「単一イデオロギー」の象徴と化したと言えよう。換言すれば、西欧国家体系の中で戦時体制と化した「上部構造」（政治権力）が、明治憲法の本来の目的の１つであった「『臣民の権利を保護』すること」という性格をも捨て、社会に対する「総動員体制」を目指した「包括

的抑圧体制」となったとも言えよう。「君主機関説」の立場にあったはずの君主（天皇）制が「絶対君主制」化、即ち「天皇制」への変質という性格が、いよいよ、明らかになったと言えるのではないか。戦争は、社会が「上部構造」（政治権力）に動員される形で「一任ノ意ニ服従」すること、絶対主義の方が能率よく戦える事を思えば、当然の成り行きだったと言えよう。但し、このことを踏まえれば、「天皇制」が「日本的特殊性」等の性格を有していたとは考え難いのではないか。西欧国家体系という当時の国際関係の論理の産物であったと言えよう。

本論文では、「君主機関説」と言うべき日本の天皇を中心とする体制が、戦時体制によって、「天皇制」という名の「絶対君主制」に変貌して行く明治期からの日本の戦前国家像に迫った。

では、このような国家に対し、序章で提示したような②　地主的土地所有、③　独占資本主義といった特徴を有していたとされる当時の社会はどのように対応したのだろうか。別稿論文にて、このテーマに取り組みたい旨を申し添えて、本論文を終わりたい。

注

1）藤井譲治『天皇の歴史 5 天皇と天下人』講談社学術文庫、2018 年、pp.45－143
2）高木博志『近代天皇制と古都』岩波書店、2006 年、p.106、112－117
3）同上、pp.115－116
4）『国体の本義』（PDF、http://www.j-texts.com/showa/kokutaiah.html）、pp.8－9
以下、PDF から引用した資料は、何らかの形で、PDF と記載する。
5）同上、p.10
6）同上、p.10
7）同上、p.11
8）同上、p.2
9）同上、p.2
10）朝熊香織「近代天皇制国家の形成－岩倉具視の活動を通して－」（PDF）、p.268
11）同上、p.268
12）前掲『近代天皇制と古都』、pp.57－58
13）加藤哲郎「戦前日本のマルクス主義国家論（概観）」『一橋論叢』第 97 巻第 2 号、p.189
14）同上、p.190
15）同上、p.190
16）前掲『近代天皇制と古都』、p.269
17）同上、p.269
18）「現代日本の国家と天皇制」、p.231
19）国際シンポジウム「『革命と軍隊』－明治維新、辛亥革命、フランス革命からみえてくるもの－」2015 年 7 月（PDF）、pp.146－147
20）前掲「近代天皇制国家の形成－岩倉具視の活動を通して－」、p.269
21）同上、pp.43－44
22）前掲「近代天皇制国家の形成－岩倉具視の活動を通して－」、p.270
23）同上、p.270
24）同上、p.270
25）同上、p.270
26）同上、p.271
27）高木博志『近代天皇制の文化史的研究－天皇就任儀礼・年中行事・文化財』校倉書房、1997 年、p.9、75、84、87、122
28）前掲「近代天皇制国家の形成－岩倉具視の活動を通して－」、p.270
29）同上、p.272

30）同上、pp.271－272
31）前掲「現代日本の国家と天皇制」、p.45
32）同上、p.47
33）同上、p.47
34）伊藤之幸「伊藤博文のリーダーシップ～明治のひとづくり・くにづくり～」『国際文化研修 2019 春』vol.103（PDF）、p.36
35）滝井一博「伊藤博文滞欧憲法調査の考察」『人文学報』80 号（PDF）、1997 年、p.35
36）同上、p.40
37）同上、p.40
38）同上、pp.43－44
39）同上、pp.44－45
40）同上、p.46
41）同上、pp.53－54
42）『伊藤博文伝』中巻、原書房、1970 年、pp.153－154（「伊藤博文滞欧憲法調査の考察」からの転載。本節の一次資料は以下同）。
43）「伊藤博文滞欧憲法調査の考察」前掲雑誌、p.55
44）同上、p.55
45）同上、p.58
46）同上、p.58
47）同上、pp.58－59
48）同上、p.59
49）『枢密院会議議事録』第 1 巻、東京大学出版会、1984 年、p.173
50）「伊藤博文演説集」『続伊藤博文秘録』原書房、1982 年、p.97
51）同上、p.60
52）「伊藤博文のリーダーシップ～明治のひとづくり・くにづくり～」前掲雑誌、p.36
53）「伊藤博文滞欧憲法調査の考察」前掲雑誌、p.61
54）同上、p.61
55）同上、p.62
56）同上、p.63
57）同上、p.64
58）同上、p.64
59）同上、p.66
60）同上、p.66
61）同上、pp.66－67
62）同上、p.68
63）前掲『近代天皇制と古都』、pp.64－65
64）水田聖一「近代日本における教育制度の形成と道徳教育」『人文社会学部紀要』VOL2、2002 年 3 月（PDF）、p.139
65）同上、pp.140－141
66）渡邉国昭「戦前の二重の公共性について－とりわけ、修身教育と公民教育、『家』制度の着目して－」『仏教大学大学院紀要』第 34 号、2006 年 3 月、p.139
67）「近代日本における教育制度の形成と道徳教育」前掲雑誌、p.141
68）同上、p.141
69）同上、pp.141－142
70）同上、p.143
71）「序論に代えて－近代天皇制と顕彰」前掲書、p.7
72）「近代日本における教育制度の形成と道徳教育」前掲雑誌、p.144
73）同上、p.145
74）同上、p.145

75）同上、p.145
76）同上、pp.145－146
中村紀久二『教科書の社会史－明治維新から敗戦まで』岩波新書、1992 年、p.49
77）「近代日本における教育制度の形成と道徳教育」前掲雑誌、p.146
78）同上、p.146
79）同上、p.146
80）前掲『教科書の社会史－明治維新から敗戦まで』、p.46
81）同上、p.47
82）唐沢富太郎『明治百年の教育』日経新書、1968 年、p.60
83）「近代日本における教育制度の形成と道徳教育」前掲雑誌、p.147
84）間柴泰治、柳瀬晶子「主要政党の変遷と国会内勢力の推移」『レファレンス』2005 年 4 月（PDF）、p.72
本論文では、無産政党をも含めた各政党の動きをも検討するが、その離合集散については、本資料を参照されたい。
85）板垣退助『自由党史 上』岩波書店、1957 年、pp.31－32
86）工藤豊「中江兆民の国家構想－『三酔人経綸問答』を中心として－」（PDF）、p.75
87）同上、p.74
88）中江兆民『中江兆民全集 11』岩波書店、1984 年、p.27
89）同上、p.28
90）板垣退助『自由党史 下』岩波書店、1958 年、p.321
「西欧国家体系」の下、日清間で朝鮮の支配権を争ったのが日清戦争であり、1910 年には、朝鮮は日本に併合され、1945 年の敗戦まで、日本統治の下に置かれた。これらに関する経緯、事件等については、金容権『朝鮮韓国近現代史辞典 第 4 版』（日本評論社、2015 年）を参照。
91）前掲「中江兆民の国家構想－『三酔人経綸問答』を中心として－」、pp.78－79
中江兆民『中江兆民全集 8』岩波書店、1984 年、p.201、205、207
92）前掲「中江兆民の国家構想－『三酔人経綸問答』を中心として－」、p.80
93）同上、p.80
前掲『中江兆民全集 8』、pp.227－229
94）前掲「中江兆民の国家構想－『三酔人経綸問答』を中心として－」、p.80
95）前掲『中江兆民全集 8』、p.243、244
96）前掲「中江兆民の国家構想－『三酔人経綸問答』を中心として－」、p.83
前掲『中江兆民全集 8』、p.249
97）前掲『中江兆民全集 8』、pp.265－266
98）前掲「中江兆民の国家構想－『三酔人経綸問答』を中心として－」、pp.85－86
99）前掲『中江兆民全集 8』、pp.270－271
100）ルソー著、桑原武夫、前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫、1982 年、p.33
ただし、「主権者」（君主等の権力者と思われる）が自身と契約し、法を自身に課すことはできないし、そのような法は、「全人民という団体」に義務を負わし得ない、と論じている。「社会契約」は、人民主権、すなわち、「下部構造」（社会）のために、「君主」の暴走を抑制するためにある以上、当然のことであろう。
101）川合清隆「兆民とルソー：フランス革命を挟んで」『甲南大学紀要・文学編』154 号、2008 年 3 月 15 日（PDF）、pp.74－75
102）同上、p.74
103）「伊藤博文滞欧憲法調査の考察」前掲雑誌、p.69
前掲『伊藤博文伝』中巻、p.169
104）後藤靖「自由党の危機」『立命館経済学』第 6 巻第 5 号（PDF）、pp.42－43
105）同上、p.46
106）「選挙権の拡大と有権者の推移」（PDF）、参照
107）C ＝ B ＝マクファーソン著、田口富久治訳『自由民主主義は生き残れるか』岩波新書、1978 年、pp.41－51

フレッド＝ホワイトモア「イギリスにおける社会主義と民主主義の考察」デビッド＝マクレラン他編『社会主義と民主主義』文理閣、1996 年、p.131

108）松本清張『昭和史発掘 4』文藝春秋、2005 年、pp.207－208

109）村中朋之「統帥権独立の背景－官位、職制、から見た『自然の空気』－」『日本大学大学院総合社会情報科紀要』NO.12、2011 年、p.221

110）「伊藤博文のリーダーシップ～明治のひとづくり・くにづくり～」前掲雑誌、p.37

111）同上、p.37

112）伊東巳代治「莫設氏講義筆記」清水伸『明治憲法制定史』上巻、原書房、1971 年、p.463

113）荒邦啓介「明治憲法における『国務』と『統帥』－統帥権の歴史的・理論史的研究－」（PDF）、p.98

114）伊東巳代治「大博士斯丁氏講義筆記」前掲『明治憲法制定史』、pp.377－378

115）同上

116）同上、pp.425－426

117）前掲「明治憲法における『国務』と『統帥』－統帥権の歴史的・理論史的研究－」、p.98

118）『伊藤博文伝』中巻、p.314

119）前掲「明治憲法における『国務』と『統帥』－統帥権の歴史的・理論史的研究－」、p.101

120）前掲「明治憲法における『国務』と『統帥』－統帥権の歴史的・理論史的研究－」、p.98
国立公文書館『枢密院会議議事録』第 3 巻、東大出版会、1984 年、p.102

121）前掲「明治憲法における『国務』と『統帥』－統帥権の歴史的・理論史的研究－」、p.135

122）「四四　純理釈話」国立国会図書館憲政資料室蔵『伊東巳代治関係文書』

123）前掲『昭和史発掘 4』、pp.207－208

124）堀茂「日露戦争までの我が国の政軍関係」杏林大学大学院国際協力研究科『大学院論文集』NO1（創刊号）2003 年、p.40

125）同上、p.40

126）前掲「明治憲法における『国務』と『統帥』－統帥権の歴史的・理論史的研究－」、p.135

127）同上、pp.134－135

128）「日露戦争までの我が国の政軍関係」前掲雑誌、p.41

129）同上、p.41

130）同上、pp.41－42
杉田一次『近代日本の政戦略』原書房、1978 年、p.159

131）「日露戦争までの我が国の政軍関係」前掲雑誌、p.42

132）粟屋憲太郎『昭和の政党』岩波現代文庫、2007 年、pp.36－38

133）同上、p.94、98

134）坂野潤治『日本近代史』ちくま新書、2012 年、pp.381－382
『民政』1932 年 3 月 1 日

135）同上『日本近代史』、pp.382－383

136）北岡伸一『日本の近代 5 政党から軍部へ』中央公論新社、1999 年、p.163

137）井上寿一『政友会と民政党』中公新書、2012 年、pp.110－112

138）本論文の一次資料については、筆者の手元にないものもあり、それらについては、堀茂、荒邦啓介両氏の論文の出典に拠った。

139）『「天皇機関説」事件』2017 年 5 月 29 日（PDF）

140）前掲『昭和史発掘 4』、p.208

141）前掲『「天皇機関説」事件』

142）同上

143）同上

144）小野雅章「国体明徴運動と教育政策」（PDF）、p.45

（本学博士後期課程修了者）